

令和4(2022)年度社会教育関係事業及び社会体育事業の概要について

令和4(2022)年度

教 育 行 政 課 の 概 要

1. 教育行政課の事業概要 P.14
2. 教育行政課事務分掌 P.17
3. 令和4(2022)年度家庭教育学級実施要領 P.19
4. ふれあいトライアングル推進事業実施要領 P.21
5. 令和4(2022)年度「思春期家庭教育講座」事業実施要領 P.22

令和4(2022)年度 教育行政課 事業概要

1 現状と課題

市内の小中学校は、建設から40年以上経過している学校もあり、老朽化が進んでいるため、計画的に大規模改修や修繕等を実施する必要があります。子どもたちが安全に安心して学習することができる環境を確保するためには、学校施設や設備の計画的な整備、修繕、更新が必要になりますが、令和4(2022)年度も厳しい財政状況が予測されるため、基金や地方債を有効活用するとともに、国県補助金などの確保が求められます。

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化してきており、学校と地域が連携して課題解決を行う必要があります。新学習指導要領にある「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、「次世代の学校」とも言われるコミュニティ・スクール構想が重要なポイントであるため、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民と共有していくことが求められています。

2 重点事業

(1) 教育環境整備事業

ア 三吉小学校大規模改修事業

全3期にわたる大規模改修事業の最終工事分に伴い、普通教室棟及び外構工事を実施します。

イ 天王小学校普通教室棟建設及び職員室増築事業

児童数及び教職員数の増加による教室数及び職員室の不足を解消するための増築工事に伴い、普通教室棟は普通教室4教室、トイレ、階段、昇降口、エレベーター、職員室は職員用スペースの増築などに関する工事を実施します。

ウ 南中学校大規模改修事業

大規模改修(1期)工事に伴い、管理棟、特別教室棟のトイレ、渡り廊下の改修及びエレベーター棟の増築に関する工事及び2期工事の設計を実施します。

エ 市内4中学校屋内運動場空調機設置事業

安心して学ぶことができる環境の確保と災害発生時に避難者の安全を守るため、市内4中学校屋内運動場に空調機設置の工事を実施します。

(2) 地域学校協働活動事業

令和4(2022)年度は、昨年度モデル校として取り組んだ三好中学校の実践を基に、さらにモデル校を増やし、学校と地域住民が力を合わせて子どもたちを育て、地域を活性化していくための「みよし市版コミュニティ・スクール」の実現に向けた実践研究を行ってまいります。

3 令和4(2022)年度主要事業

(1) 教育委員会事務局運営事業・社会教育委員会運営事業

教育委員会事務局及び社会教育委員会事務局として、日程調整や各種会議の取りまとめ、教育委員会褒賞、栄典事務等、教育部全般に関する業務を行い、円滑に事業が進むよう調整します。

(2) 通学路表示対策事業

警察、道路管理者、学校関係者の3者により実施する、通学路における交通安全及び防犯上の観点に基づく危険箇所等の合同点検及び対策案会議等により、通学路交通安全プログラムに基づき、学校指定通学路内において必要性等を検討した上で、安全のみどり線、通学路防護柵（ガードパイプ）や通学路防犯カメラ等を設置し、登下校時における児童・生徒の更なる安全を確保します。

(3) 私立高等学校等授業料補助事業

私立高校等に在籍する生徒を持つ保護者に対し、公立高校との保護者負担の格差是正を図るため、1人当たり12,000円を年1回補助します。私立高等学校等授業料の保護者負担額が12,000円を下回る場合は授業料相当額とします。また、令和4(2022)年度から、高等学校通信課程も補助対象とし、一層の教育支援の充実を図ります。

(4) 奨学金支給事業

経済的理由によって修学困難な学生及び生徒に対し、その学業に必要な資金を支給することにより教育の機会均等と人材の育成を図ります。

(5) 学校施設の計画的な改修

各学校の改修や整備が必要とされる箇所の工事や工事のための設計を計画的に実施します。

ア 北部小学校改修事業

職員用トイレが不足しているため増築工事を実施します。

イ 三好丘小学校配膳室搬入口折れ戸改修事業

配膳室搬入口の折れ戸が経年劣化により開閉が困難なため改修工事を実施します。

ウ 緑丘小学校外構改修事業

学校敷地西側出入口のスロープについて、水溜まりができやすいためインターロッキングの改修工事を実施します。また、西側の門について、経年劣化により滑車に不具合が生じ、開閉が困難なため改修工事を実施します。

(6) 小中学校コンピュータ整備事業

GIGAスクール構想の実現のため、小中学校の教員用タブレット端末を追加配備し、ICT機器を活用した授業を進めるための維持管理を行います。

(7) 市PTA連絡協議会の運営及び各小中学校PTAとの連携

市PTA連絡協議会事業として、各小中学校PTAと協力し、PTA活動の在り方についての研修会や情報交換会等を行い、学習を深め、PTA活動の充実に努めます。

(8) 青少年健全育成推進事業

少年の主張大会、青少年の非行防止などの広報・啓発活動や有害環境の除去のほか、非行防止を図る事業を主催する地域の青少年健全育成推進団体に対する活動支援により青少年の非行防止活動組織の定着化と充実に努めます。

(9) 20歳の集い事業

民法の改正により、令和4(2022)年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、みよし市では引き続き20歳になる方を対象に「(仮)20歳の集い」を開催します。公募、推薦及び恩師で構成される実行委員会が主体となって開催できるよう、企画・運営等の開催事業補助金を交付します。

(10) ふれあいトライアングル推進事業

市全体の家庭教育力の向上のため、市内全小学校区に家庭教育推進協議会を常設しています。家庭教育に関する関心を単に個々の家庭の問題として捉えるのではなく、地域社会全体の問題として捉え、家庭・学校・地域の連携による「ふれあいトライアングル推進事業」を継続的に行います。

(11) みよし未来塾推進事業

家庭学習の習慣が十分に定着しなかったり、学習が遅れがちであったりする中学生及び高校生を対象に、学習習慣を身に付ける場を提供することを目的として、「みよし未来塾」を実施します。

会場は2箇所、期間は夏休み及び冬休みを予定しており、参加を希望する生徒は、保護者の了解を得たうえで事前登録し、地域住民や大学生などの学習支援員による無料の学習支援を行います。

業務	内容	主担当	副担当
教育委員会事務局	教育長の日程調整に関する事	西世古副主幹	磯谷主任主査
	訃報等葬儀連絡に関する事	西世古副主幹	磯谷主任主査
	教育長会議の連絡調整に関する事	西世古副主幹	磯谷主任主査
	教育委員及び教育委員会会議に関する事	溝口主査	西世古副主幹
	教育表彰、叙位叙勲、その他の表彰に関する事	溝口主査	磯谷主任主査
	教育委員会の人事に関する事	溝口主査	西世古副主幹
	総合教育会議に関する事	西世古副主幹	磯谷主任主査
	三河部都市教育長会議に関する事	西世古副主幹	磯谷主任主査
	条例、法規等の改廃等に関する事	西世古副主幹	磯谷主任主査
	後援等名義使用に関する事	溝口主査	九澤主事
	教育行政方針に関する事	西世古副主幹	溝口主査
	教育委員会公印の管理に関する事	西世古副主幹	磯谷主任主査
	教育長運転業務に関する事	主事→主査→主任主査→副主幹	主事→主査→主任主査→副主幹
大学関係	大学用地賃貸人組合に関する事	西世古副主幹	九澤主事
	大学との地域連携・包括協定に関する事	西世古副主幹	九澤主事
教職員の給与等の事務	西三事務所と学校との連絡調整に関する事	尾関主事	磯谷主任主査
地方教育費調査	地方教育費調査に関する事	西世古副主幹	尾関主事
	教育行政調査に関する事(2年に1回)	西世古副主幹	尾関主事
助成金	奨学金事務(ふるさと寄附金含む)に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	私立高等学校授業料助成に関する事	尾関主事	九澤主事
プール開放	プール開放事業に関する事	河野主事	九澤主事
社会教育	社会教育委員会に関する事	溝口主査	九澤主事
	社会教育、人権・男女共同参画教育に関する事	九澤主事	溝口主査
	社会教育調査に関する事(3年に1回、次回R6年)	河野主事	溝口主査
PTA	市P連・その他PTA事業に関する事	九澤主事	西世古副主幹
	三河PTA連絡協議会に関する事(R3会長)	河野主事	西世古副主幹
成人式	成人式に関する事	九澤主事	河野主事
勤労文化会館の 管理及び 文化振興事業	サンアート指定管理、協定等に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	サンアート月報、管理者との連絡調整に関する事	溝口主査	磯谷主任主査
	サンアート施設・設備の工事・修繕に関する事	鈴木主査	磯谷主任主査
	サンアートへの配付物等に関する事	磯谷主任主査	溝口主査
家庭教育及び 地域連携事業	家庭教育学級、思春期家庭教育講座に関する事	九澤主事	尾関主事
	ふれあいトライアングル推進事業に関する事	九澤主事	尾関主事
	地域連携事業(地域協働本部など)に関する事	河野主査	西世古副主幹
	西三河家庭教育推進協議会に関する事	九澤主事	河野主事
	みよし未来塾推進事業に関する事	九澤主事	河野主事
	家庭教育だより・家庭教育事業全般に関する事	九澤主事	尾関主事
青少年健全育成事業	青少年補導員に関する事	尾関主事	磯谷主任主査
	心の電話相談に関する事	尾関主事	磯谷主任主査
	青少年健全育成関係補助金に関する事	尾関主事	磯谷主任主査
	ボーイスカウトに関する事	尾関主事	磯谷主任主査
	家庭の日(親子映画鑑賞、家庭へのメッセージ等)に関する事	尾関主事	磯谷主任主査
	青少年健全育成推進事業(少年の主張、社明運動、ポスター等)に関する事	九澤主事	磯谷主任主査
	その他健全育成事業全般に関する事	九澤主事	磯谷主任主査
学校施設整備	国庫補助、工事請負、整備計画に関する事	鈴木主査	西世古副主幹
	施設台帳、財産台帳等に関する事	鈴木主査	磯谷主任主査
	学校施設の実態調査に関する事	鈴木主査	西世古副主幹
	風、水害、地震等による被害報告、速報に関する事	西世古副主幹	鈴木主査
	学校用地賃借、教材用田畑の賃借に関する事	九澤主事	西世古副主幹

業務	内容	主担当	副担当
学校営繕工事	学校修繕工事（学校配分予算）に関する事	鈴木主査	西世古副主幹
	学校営繕工事、委託（教育行政課予算）に関する事	鈴木主査	西世古副主幹
	樹木管理（学校配分予算）に関する事	磯谷主任主査	鈴木主査
学校維持管理 及び業務委託	学校管理（委託・防火等）担当者との連絡調整に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	プール維持管理、講習会等に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	小中学校総合維持管理業務委託に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	オージオメータ&遊具等保守点検に関する事	九澤主事	河野主事
	公達（小中学校）に関する事	学校教育課	—
	学校図書システムに関する事	学校教育課	—
情報関連施設整備	学校ネットワーク、コンピュータ（保守含む）に関する事	河野主事	西世古副主幹
	ICT環境整備・GIGAスクールに関する事	河野主事	西世古副主幹
通学路	通学路交通安全プログラム（合同点検等）に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	通学路表示対策事業（安全のみどり線）に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	社会資本整備事業交付金等国補助事業に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	通学路防護柵設置事業に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	通学路防犯カメラ設置事業に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	通学路の指定に関する事	学校教育課	—
備品・備品台帳	小中学校の管理・振興備品、クラス増備品、備品台帳の整備	河野主事	鈴木主査
一般事務	文書受付に関する事	尾関主事	九澤主事
	目的外使用の許可に関する事	九澤主事	磯谷主任主査
庁舎内事務	庁舎内調査に関する事	九澤主事	河野主事
	事務事業のとりまとめに関する事	西世古副主幹	磯谷主任主査
	決算に関する事	西世古副主幹	磯谷主任主査
	会派要望・行政区要望等に関する事	磯谷主任主査	西世古副主幹
	ファイリングに関する事	磯谷主任主査	河野主事
	職員出退関係事務（人事課）に関する事	九澤主事	磯谷主任主査
	ホームページに関する事	九澤主事	河野主事

令和4(2022)年度家庭教育学級実施要領

1 目的

家庭教育の基盤となる保護者に対し、家庭教育に関する情報と学習機会を計画的・継続的に提供し、家庭教育力の向上を図る。

2 主催

みよし市教育委員会

3 実施主管

みよし市立8小学校

4 運営責任者

実施小学校の校長

5 実施要領

(1) 開設要件

学級生数	各回 20 名以上
学習時間	年間合計 4 時間以上 (社会見学を除く)

※ 講座の開催回数に定めはありません。

※ 社会見学を実施する場合は、社会見学を除いた学習時間が4時間以上となるように計画してください。

(2) 実施期間

令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年2月上旬まで(事業終了)

(3) 事業費

ア 報償費(講師謝礼)

1校あたり年間4万円

イ 公共施設使用料(三好公園施設、サンアート等)

8校で17,840円(使用を希望する学校数に応じて、教育行政課で配分します)

(4) 事業内容

家庭教育・学校教育への理解を深め、家庭や地域の教育力向上に資する事業とします。

(例) ア 子ども、成人の教育に関する講演

イ 親子で活動するもの

ウ 家庭・地域・学校との連携による活動

・地域の方に講師を依頼し親子参加の講演会・講座・体験(昔の遊び、伝統芸能等)

・地域の安心・安全に関する講座・体験(防犯、防災、救急等)

エ 学級生自らの教養を高め、子どもへの教育力を高めるもの

※ 年間事業計画を立案する際は、家庭教育学級担当の先生または教育行政課担当者と相談し、講師謝礼を支払う活動に関しては、家庭教育学級の目的に則した活動(上記(例)ア～エ)を実施してください。

(5) 書類の提出

事業の実施にあたって、次の書類を教育行政課に提出してください。

様式No.	提出書類名	備考	提出期限
1	年間事業計画書		① 令和4(2022)年5月13日(金) ② 第1回実施計画提出日 ※①②のいずれか早い日
2	事業予算書		
	施設使用料の請求書または納付書	施設を使用する場合のみ提出。	施設を使用する 3週間前
3	実施計画書		各回講座実施 1週間前
4	バス運行計画	バスを使用する場合のみ提出。	バスを使用する 20日前
第3号 (第10条関係)	バス借用申請書		
5	実施報告書		各回講座終了後 10日以内
6	学級生名簿※	※出席者の分かるもの	
7	感想記入用紙	写し	
	開催案内チラシ	開催内容の分かるもの	
	(新)債権者口座振替申請書	1度でも市に提出がある場合は不要 ※要本人確認	

※ 学級生名簿は、各回講座終了後に提出してください。

※ 昨年度と様式が変更されていますのでご注意ください。

(6) 書類様式の入手方法

- ア 各小学校の家庭教育学級担当の先生に依頼
- イ みよし市ホームページの教育行政課のページからダウンロード

(7) 書類の提出方法

- ア 学校を通じて提出
- イ 教育行政課の窓口（市役所2階）へ持参
- ウ 教育行政課メールアドレス (kyouiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp) にメールで提出

※ 「バス借用申請書」、「(新)債権者口座振替申請書」はメール不可。

ふれあいトライアングル推進事業 実施要領

1 背景

近年、情報化・国際化・少子高齢化の進展や核家族化の進行、価値観の多様化、社会全体の規範意識の低下などにより、家庭・地域の教育力の低下、近隣住民間の連帯意識の希薄化など、「家庭教育」に関する多くの問題が生じてきている。

このような社会状況を受け、国は、平成18(2006)年12月に「教育基本法」を改正し、第10条に「家庭教育」の条項を追加するとともに、「すべての教育の出発点である家庭教育の重要性にかんがみ、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきこと」を新たに規定した。

このように、「家庭教育」を取り巻く環境は大きく変化するとともに、その重要性はますます高まっている。

2 目的

家庭教育を個々の家庭の問題としてだけでなく、地域社会の問題としてとらえ、「家庭・地域・学校（トライアングル）の連携による地域ぐるみの実践活動などを通じて、家庭教育力の向上を図ること」を目的に、みよし市内8小学校区において、「ふれあいトライアングル推進事業」を実施する。

3 実施団体

みよし市内8小学校区家庭教育推進協議会

4 事業内容

家庭教育に関する家庭・地域・学校（トライアングル）の連携事業

- (1) 学 習 活 動：講演会、講座、研修会など
- (2) 実 践 活 動：親子ふれあい活動、環境美化活動、非行防止活動、
体力づくり活動、奉仕活動など
- (3) 啓 発 活 動：広報誌の発行、啓発資材等の作成・配布等
- (4) その他の活動：推進連絡協議会会議等開催、相談事業等

5 みよし市教育委員会への報告

事業実施前に補助金交付申請書（事業計画書及び予算書）を提出し、事業完了後15日以内に実績報告書（事業報告書及び決算書）を提出する。

令和4(2022)年度「思春期家庭教育講座」事業実施要領

1 趣旨

青少年の問題に対応するために、思春期の子どもの行動などの悩みや不安を持つ保護者等に対し、その対処方法などの一助となるべく、講座を開設するものである。

2 効果(ねらい)

(1) 思春期の心を捉え、子育てや躰などの家庭教育のあり方を見つめ直し、家庭教育への関心の少ない親などを含め、より多くの親に働きかけ、家庭教育について考える機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図る。

(2) 子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う、家庭教育の支援を図る。

3 実施時期

令和4(2022)年4月から令和5(2023)年1月までのうち1日

※ 主に各校が実施する行事(学校説明会、保護者会、PTA行事等)に保護者等が参加する機会を捉えて実施してください。

4 実施場所

市内各中学校

5 講座の概要

(1) 講師

臨床心理士、保健師、児童福祉関係者、保護司、青少年補導員、大学教授 等

(2) 講座内容

地域や学校、家庭の状況を踏まえ、思春期を持つ保護者や生徒などに対する指導内容を踏まえたもの。

6 講師料

1 中学校 20,000円 以内

※ 謝礼は源泉徴収の対象となりますので、10.21%の源泉徴収をした金額をお支払いします。

7 講師料の支払い

謝礼の支払いのために、口座情報のシステムへの登録が必要となります。

次の項目に該当する場合は「(新)債権者口座振替申請書」を提出してください(有償の補助員も同様です)。

(1) 「(新)債権者口座振替申請書」が必要な場合

ア みよし市内で初めて講師を務め、システムへの登録がない方

イ 既に登録されているが、登録時から、住所、氏名、口座情報を変更している方

※ マイナンバーを記載する必要があるため、本人確認が必要となります（詳細は「マイナンバーの確認について」参照）。

※ 一度でも市に提出があり、登録があれば不要です。登録の有無、登録内容が不明な場合は、教育行政課にお問合せください。

8 提出書類

実施にあたり、次の書類を教育行政課に提出してください。

様式No.	提出書類名	備考	提出期限
1	事業予定調査票		令和4(2022)年 5月13日
2	事業計画書		実施 2週間前
3	事業報告書	講座の様子が分かる 記録写真を添付のこと	実施後 2週間以内
	(新)債権者口座振替申請書	一度でも市に提出があれば不要 ※要本人確認	

9 書類作成上の注意

(1) 個人で活動している講師の場合

講師名と口座名義が同一となっているか確認してください。旧姓やペンネームなど、口座名義と異なる名前で活動している場合は、「実施計画書」及び「実施報告書」に『三好花子（旧姓 鈴木）』など、口座名義人と講師が同一人物だと判断できるように記載してください。

(2) 団体・法人の口座に講師料を支払う場合

「実施計画書」及び「実施報告書」に講師名と併せて団体・法人名も記載するようにしてください。(新)債権者口座振替申請書には会社印が必要となりますので、提出期限にご注意ください。